

VI 環境教育の推進

1 各教科等と関連付けた環境教育の推進

(1) 今年度の課題

「環境をとらえる視点」及び「環境教育で重視する能力と態度」を明確にした環境教育の推進を図る。

(2) 課題解決に向けた取組

環境教育指導資料「学校における環境教育の一層の充実」をもとに、「環境をとらえる視点」及び「環境教育で重視する能力と態度」を明確に位置付けてあるか。また、各教科等において、年間を通してバランスよく指導できるように計画されているかについて、環境教育諸計画の作成において指導・助言を行うとともに、多様な体験活動例等を紹介する。

(3) 取組の実際

ア 環境教育全体計画・年間指導計画の見直し

5月に実施した教務主任研修において、各教科等と関連付けた環境教育の推進のための環境教育全体計画と年間指導計画の作成・見直しについて、環境教育指導資料「学校における環境教育の一層の充実」をもとに、指導を行った。(図1)

環境教育全体計画では、各学校の実態や地域の特色を踏まえ、「環境をとらえる視点」及び「環境教育で重視する能力と態度」を明確にし、位置付けることが必要である。(図2) この2点について、全体計画にきちんと位置付けられていない学校も見られた。



＜図1:環境教育指導資料「学校における環境教育の一層の充実」＞

＜図2:上天草市立龍ヶ岳中学校 環境教育全体計画の例「環境をとらえる視点」及び「環境教育で重視する能力と態度」の明確化＞

環境教育で重視する能力と態度及び学年別重点目標							環境をとらえる視点 ①豊かな感性 ②循環・有限性 ③生命尊重 ④共生 ⑤自然や社会の多様性 ⑥環境保全
	(a) 問題を発見する力	(b) 計画を立てる力	(c) 推論する力	(d) 情報を活用する力	(e) 合意を形成しようとする態度	(f) 公正に判断しようとする態度	(g) 主体的に参加し、自ら実践しようとする態度
一年	身のまわりの環境や環境問題に対し、進んで働きかけ、自ら課題を発見することができる。	得られた情報から、解決するための予想を立て、その予想に基づいて、観察・実験・調査等の計画を立てることができる。	身のまわりの環境に関する事象・現象についての問題解決の過程で、様々なデータやグラフを解釈し、原因と結果の関係を考えたりして推論することができる。	身のまわりの環境や環境問題に関して、情報の収集、選択を行い、分類・整理などの処理を行った上で、発信・伝達ができる。	身のまわりの環境や環境問題について、自分の考えをもって表現するとともに、相手の立場や考えを理解し、合意を形成しようとすることができる。	身のまわりの環境問題について多面的・総合的にとらえようとするときに、客観性を伴った公正な判断をしようとするができる。	身のまわりの環境や環境問題に関する情報収集や情報交換に主体的に取り組み、考えを深め、保全活動に主体的に関わることができる。
二年	日本の環境や環境問題に対して、自ら課題を発見することができる。	得られた情報から、解決するための予想を立て、その予想に基づいて、観察・実験・調査等の計画を立てることができる。	日本の環境や環境に関する事象・現象についての問題解決の過程で、観察・実験・調査から、その結果と地域の環境との関わりについて考える事ができる。	日本の環境や環境問題に関して、情報の収集・調査をして情報を収集したり、効果的に活用したりして伝える事ができる。	日本の環境や環境問題について、自分の考えをもって表現するとともに、相手の立場や考えを理解し、合意を形成しようとすることができる。	日本の環境問題について多面的・総合的にとらえようとするときに、客観性を伴った公正な判断をしようとするができる。	日本の環境や環境問題に関する情報収集や情報交換に主体的に取り組み、考えを深め、保全活動に主体的に関わることができる。
三年	世界の環境問題に対し、進んで働きかけ、自ら課題を発見することができる。	得られた情報から、解決するための予想を立て、その予想に基づいて、観察・実験・調査等の計画を立てることができる。	世界の環境や環境に関する事象・現象についての問題解決の過程で、様々なデータやグラフを解釈し、原因と結果の関係を考えたりして推論することができる。	世界の環境や環境問題に関して、情報の収集・選択を行い、分類・整理などの処理を行った上で、発信・伝達ができる。	世界の環境や環境問題について、自分の考えをもって表現するとともに、相手の立場や考えを理解し、合意を形成しようとすることができる。	世界の環境問題について多面的・総合的にとらえようとするときに、客観性を伴った公正な判断をしようとすることができる。	世界の環境や環境問題に関する情報収集や情報交換に主体的に取り組み、考えを深め、保全活動に主体的に関わることができる。

年間指導計画においても各教科等において、どの段階で、どの視点をとらえさせ、どの能力や態度を育成するのかを明記することが大切である。(図3)

＜図3：上天草市立龍ヶ岳中学校 年間指導計画の例
「環境をとらえる視点」と「環境教育で重視する能力と態度」を関連付けた指導計画＞

平成27年度 環境教育年間指導計画

特別活動等		教科教育		
月	学年共通	1年	2年	3年
4	掃除への取組の方法、掃除場所の決定<学活> 掃除用具の点検配布<美化委員会> 大掃除<全校> 遠足時ゴミ拾い<生徒会> ④-(b)	植物のくらしとなかま<理科> スケッチ<美術> 地球を探検する<社会> ⑤-(d)	技術と私たちの生活<社会> スケッチ<美術> ⑥-(f)	生命の連続性<理科> スケッチ<美術> 日本の歌「花」<音楽> ③-(b)
	学校板環境ISO宣言項目決定	四季より「春」<国語>	世界と日本の自然<社会>	備れソレントへ<国語>

各教科等の学習内容から、環境教育の指導内容となるものと、関連する題材を扱うことで環境への関心を高めるものを「環境をとらえる視点」及び「環境教育で重視する能力と態度」と関係づけ、年間を通してバランスよく指導できるよう位置付けていただきたい。

イ 多様な体験活動の充実

体験活動を実施するに当たっては、学校全体としての環境教育の基本的な考え方について共通理解を図り、指導内容や指導方法に関する研修を行う必要がある。

天草管内の状況としては、環境教育に関して校内研修等で指導力の向上を図っている学校は、100%（予定を含む）となった。（表1）

＜表1：環境教育に関する校内研修等の実施状況＞

項目	小学校(%)	中学校(%)
教員の指導力向上のために、環境教育に関する指導内容、指導方法等に関する研修の時間を設定した学校※（ ）はH26の値	100 (81.1)	100 (87.0)

今後も、指導内容や指導方法等に関する研修を設定するとともに、環境教育指導資料（リーフレット）についても活用を図っていただきたい。

＜H27 環境教育実施状況調査から＞

平成26年度に実施された主な実践活動・体験活動の内容としては、総合的な学習の時間での体験活動、学校版環境ISOでの取組、清掃活動（クリーン活動）等が中心となっているが、中学校では実施校の割合が減少している。（表2）

＜表2：平成26年度に実施した主な実践活動・体験活動の内容（複数回答可）＞

活動内容 体	農業 体験	河川 調査	ビオト ープ活 動	リサイ クル活 動	クリ ン活 動	省エネ ルギー 活動	植林 活動	生物 観察
小学校 (%)	83.8 (72.7)	46.0 (40.9)	10.8 (6.8)	89.2 (79.6)	94.6 (81.8)	86.5 (63.6)	5.4 (4.6)	75.7 (70.5)
中学校 (%)	34.8 (54.2)	4.4 (20.3)	0 (4.2)	65.2 (87.5)	87.0 (95.8)	65.2 (83.3)	4.4 (0)	43.5 (54.2)

＜H27 環境教育実施状況調査から＞（ ）内はH25

体験活動を計画するに当たっては、環境教育指導資料「学校における環境教育の一層の充実」も参考にいただき、配慮事項を検討していただきたい。また、保護者や地域の関係機関・NPO法人等の団体・施設等との連携・協力等を通して、活動の場や指導者を確保するなど、活動の充実を図っていただきたい。

(4) 成果と課題

ア 成果

環境教育全体計画については、ほとんどの学校で、環境教育の3つのねらいをもとに、「環境をとらえる視点」及び「環境教育で重視する能力と態度」を明確にし、作成されていた。

イ 課題

各教科等と関連付けた環境教育を学校総体として推進するためには、各教科等の学習内容と関連付けて年間指導計画を作成する際、「環境をとらえる視点」及び「環境教育で重視する能力と態度」を明記し、年間を通してバランスよく位置付ける必要がある。また、環境教育年間計画と各教科等の年間計画との整合性を図ることが大切である。

(5) 次年度へ向けた重点課題

- 各教科等と関連付けた環境教育を推進するために、「環境をとらえる視点」及び「環境教育で重視する能力と態度」を意識した年間指導計画を作成し、学校総体として計画的・総合的に取り組む必要がある。

2 学校版環境ISOの一層の充実と家庭版環境ISOの拡充

(1) 今年度の課題

実態に応じた数値目標の設定と「見直し」の強化等による学校版環境ISOの取組の充実と家庭版環境ISOの拡充を図る。

(2) 課題解決に向けた取組

学校版環境ISOにおける実態に応じた「数値目標の設定」や「行動計画の作成」「見直し」の強化等により、その一層の充実を図るとともに、その手法を生かした家庭版環境ISOの取組例を紹介する。

(3) 取組の実際

ア 「数値目標」や「見直し」の場の設定

天草管内すべての小・中学校で学校版環境ISOコンクールへの参加があった県教育委員会での審査の結果、小学校では天草市立浦和小学校、中学校では上天草市立大矢野中学校が、優秀賞を受賞した。天草市立本渡東中学校は、3年連続の受賞のため特別賞を受賞した。

教育指導の反省や学校版環境ISOコンクールの概要報告から、各学校とも継続した学校版環境ISOの取組により、節電・節水・紙の節約、校内や地域の清掃活動やなどの実践や「宣言」「行動」「点検・記録」「見直し」の基本的な取組のシステムが教育活動の一環として定着している学校が多い。

しかし、実態に応じた数値目標の設定がなされていない学校もある。(表3)

年間を通して児童生徒の意識を継続させ、取組を充実させるためには、具体的な目標としての数値を明確にすることが必要である。

また、児童生徒が意欲的かつ継続的に取り組んでいくために、数値目標設定の段階から、児童会や生徒会が関わりをもつようにする学校が増えている。数値目標の設定につい

<表3:数値目標の設定状況>

項目	小学校(%)		中学校(%)	
	H26	H27	H26	H27
数値目標を設定しかつ見直しの場を設定した学校	91.9	94.6	82.6	90.5

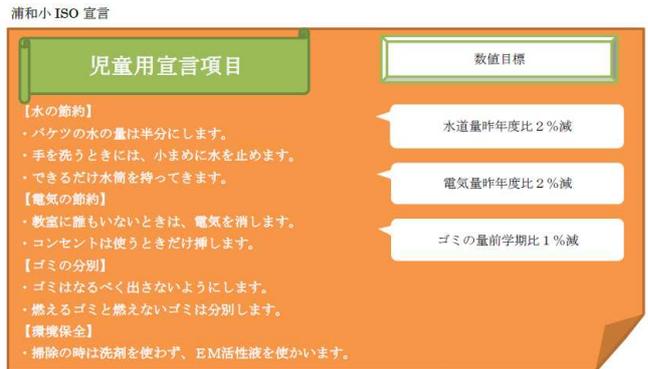
<H26、H27 教育指導の反省から>

ては、基準となる年度を決めての比較や行動・意識調査の結果、家庭版環境ISOの普及率など、学校や地域の実態に応じた宣言項目と数値目標を設定していただきたい。（資料1）

＜資料1：宣言項目の例＞

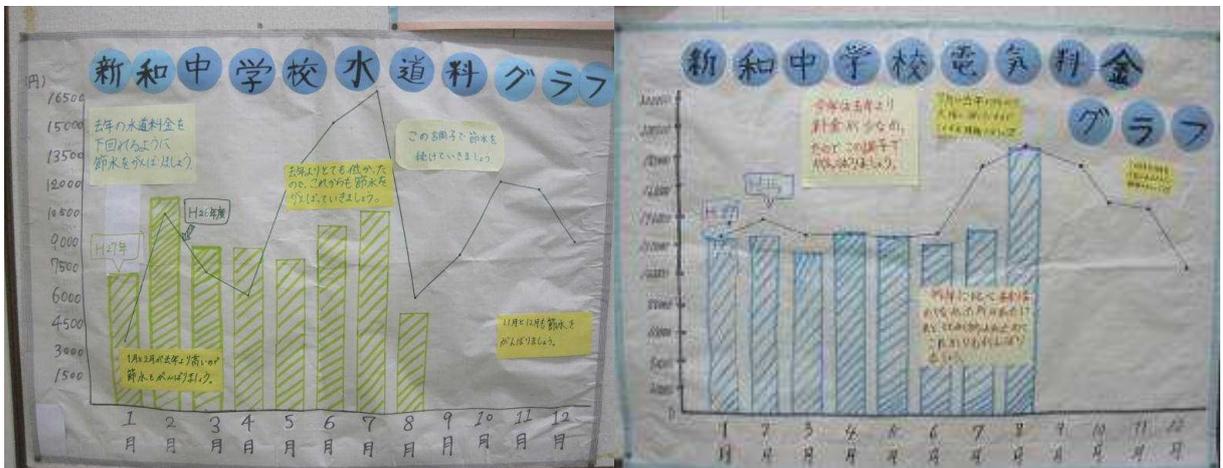
なお、自分たちの取組を定期的に点検し、このままでは目標（数値目標等）を達成できないことが予想される場合は、原因を考察し「見直し」等を行っていただきたい。見直しに関する記録を保存し、見やすい場所に掲示して視覚化をするなど、共通理解を図ることも大切である。

（図4）



＜天草市立浦和小学校 学校版環境ISOコンクール概要報告から＞

＜図4：取組状況を掲示・点検した結果を見直し共通理解を図る取組例＞



＜天草市立新和中学校 学校版環境ISOコンクール概要報告から一部抜粋＞

イ 家庭版環境ISOの拡充

家庭への啓発については、多くの学校で学校便りや学校版環境ISOだより等を通して、学校での取組を家庭・地域へ広げる取組が進められている。特に、小学校においては意識が高く、昨年度よりさらに地域への拡大が図られている。（表4）

＜表4：学校版環境ISOの家庭や地域への拡充の状況＞

項目	小学校(%)		中学校(%)	
	H26	H27	H26	H27
家庭や地域に取組を広げている学校	78.4	86.5	52.1	61.9

＜H26、H27教育指導の反省から＞

学校版環境ISOの手法を生かした家庭版環境ISOについては、学校や地域によっても差がみられる。児童生徒と保護者が奉仕作業等を行ったり、地域の清掃活動をしたりする学校は多いが、学校での取組を家庭へ積極的に広げている学校は多くはない。環境月間等を活用するなど期間を設定し、PTAとの連携を図りながら、できるところから実践化していただきたい。（資料2）

<資料2:家庭版環境ISOの取組例>

家庭版環境ISOチェックカード

(1年) (月) (日)

※このカードはあくまで目安として、必ずしも全ての項目にチェックを入れる必要はありません。
※必ずしも全ての項目にチェックを入れる必要はありません。

行 動 項 目	実 行 済 否	備 考
1. 家庭での節電、節水、資源物の分別など、環境にやさしい生活を送る。		
2. 家庭での節電、節水、資源物の分別など、環境にやさしい生活を送る。		
3. 家庭での節電、節水、資源物の分別など、環境にやさしい生活を送る。		
4. 家庭での節電、節水、資源物の分別など、環境にやさしい生活を送る。		
5. 家庭での節電、節水、資源物の分別など、環境にやさしい生活を送る。		
6. 家庭での節電、節水、資源物の分別など、環境にやさしい生活を送る。		
7. 家庭での節電、節水、資源物の分別など、環境にやさしい生活を送る。		
8. 家庭での節電、節水、資源物の分別など、環境にやさしい生活を送る。		
9. 家庭での節電、節水、資源物の分別など、環境にやさしい生活を送る。		
10. 家庭での節電、節水、資源物の分別など、環境にやさしい生活を送る。		

※このカードはあくまで目安として、必ずしも全ての項目にチェックを入れる必要はありません。

【保護者の感想より】

- 環境を考えた節電のために、ゲームなどは時間を決めて、させるようにしたいです。
- 汚れを拭き取って食器を洗うのは難しいので、食器を水に付けて洗うなど、水の無駄遣いをしないための取り組みに、心がけたいです。
- 資源物や不燃、可燃のゴミの分別を家族と話し合い、家族みんなで、意識して取り組むようにします。

<天草市立五和小学校 学校版環境ISOコンクール概要報告から一部抜粋>

(4) 成果と課題

ア 成果

学校版環境ISOの取組については、宣言項目や数値目標が設定されており、設定の段階から児童生徒が主体的に関わり、意欲的かつ継続的に取り組むための工夫が行われていた。さらに、宣言項目をもとに、児童生徒及び教職員が一体となった取組へとつなげたり、各学校での取組を家庭や地域へ広げたりするなどの取組を工夫している学校もあった。

イ 課題

学校版環境ISOの取組については、児童生徒や学校の実態を分析し、数値目標を設定する必要がある。また、達成するために「誰が」「何を」「いつまでに」「どのように」すればよいのか具体的な行動計画を作成し、行動計画にそって行動しているのか、また、目標(数値目標等)がどのくらい達成しているかなど「点検・記録」の時期を設定するとともに、「見直し」等を適切に行うことで意欲的かつ継続的に実践できるよう工夫する必要がある。

(5) 次年度へ向けた重点課題

- 学校版環境ISOの取組において、実態把握と実態に応じた「数値目標の設定」や「行動計画の作成」、「見直し」の強化等により、その一層の充実を図る。
- 学校版環境ISOの取組の成果を広げ、家庭版環境ISOの拡充を図る必要がある。

3 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の充実

(1) 今年度の課題

「水俣に学ぶ肥後っ子教室」における「目指す具体的な子どもの姿」の実現に向けた事前・事後指導の充実を図る。

(2) 課題解決に向けた取組

「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の事前・事後指導の充実を図り、環境教育・人権教育の両面から「目指す具体的な子どもの姿」の実現が図られるよう、指導・助言を行う。

(3) 取組の実際

「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の目的は、「水俣病への正しい理解を図り、差別や偏見を許さない心情や態度を育むとともに、環境や環境問題への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成する」ことである。

天草管内の取組状況としては、すべての学校で、環境教育、人権教育の両面から学習が進められており、学習後は、その成果を地域に発信している。(表5)

事前・事後指導の充実については、5年生だけの単発的な学びに止まらず、他の学年や保護者・地域へ集会や学習発表会、掲示等により、学習の成果を効果的に広げていただきたい。

〈表5:「水俣に学ぶ肥後っ子教室」に係る事前・事後の取組状況〉

項目	小学校〈%〉
指導資料「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を校内研修等で活用した学校	89.2(83.8)
連絡用紙を活用して、水俣病資料館と連携し、語り部講話の時間に質問を準備して参加した学校	94.4(91.9)
学習成果を地域に発信している学校	100(100)

〈H27教育指導の反省から〉

() は平成26年度

特に、事後指導においては、児童の体験後の感想等をそのままとめ使用するのではなく、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の目的や事前に設定した「目指す具体的な子どもの姿」にあわせて評価し、十分な事後指導(補充指導)を行ったうえで、「目指す具体的な子どもの姿の実現状況」をまとめる必要がある。

実施報告書を提出する際は、その実現状況の根拠となるような取組事例や児童の作品、児童の学習のまとめ等の資料の添付をするよう留意していただきたい。

(4) 成果と課題

ア 成果

「水俣に学ぶ肥後っ子教室」については、すべての学校で、事前・事後指導を含めて、環境教育・人権教育の両面から計画的な取組が推進されており、その学習成果が校内や保護者、地域へ発信されている。

イ 課題

「水俣に学ぶ肥後っ子教室」については、環境教育・人権教育の両面から「目指す具体的な子どもの姿」を設定し、5年生だけの取組ではなく全職員で共通理解を図る必要がある。また、訪問後は、水俣市の取組や水俣病に対する正しい理解のもと、特に、差別や偏見を許さない心情や態度を育成するよう学習内容をまとめていくことが必要である。

(5) 次年度へ向けた重点課題

- 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の事前・事後指導の充実を図り、環境教育・人権教育の両面から「目指す具体的な子どもの姿」の実現を学校総体として目指す。

〈参考資料〉

- ・学校における環境教育の一層の充実 熊本県教育委員会 平成24年4月
- ・指導資料「水俣に学ぶ肥後っ子教室」 義務教育課 平成25年4月
- ・「学校版環境ISOコンクール」最優秀校の取組
<http://kyouiku.higo.ed.jp/page2017/003/001/page6452/>
- ・環境教育による環境保全の取組の促進に関する法律
(平成24年10月1日 全面施行)